

【令和7年度】 政策法務研修 実施要領

- 1 研修の目的 法規に基づき業務を行う自治体職員にとって重要な「法令を読み解く力」を磨き、適法かつ地域の課題解決のための「条例を制定する基礎力」を身につける。
- 2 対 象 全職員
- 3 定 員 48人 ※高知県職員との合同研修
- 4 日 程 令和7年10月27日(月)
- 5 会 場 高知県自治会館2階 こうち人づくり広域連合研修室
(高知市本町4丁目1-35)
- 6 持参物 職場でお使いの名札



カリキュラム		時間	講師
9:00	はじめに 1 住民のために (1)地方自治体の目的 (2)仕事の成果のために (3)地方公務員の現状 2 職員に必須な法務能力 (1)法令等の基本 (2)地方公共団体の定めるルール (3)法令の用語と解釈 (4)条例の制定・改正 (5)条例の構成 (6)条例案作成上の留意点 (7)議会の権限と役割 3 条例が政策推進の最大の力 (1)情熱なくして政策なし (2)政策なくして成果なし (3)条例が政策推進の最大の力 (4)政策法務の目的 (5)政策条例の役割 (6)政策条例の種類と内容 (7)政策条例の具体例 (8)立案から内部と議会調整、提案、議決、公布、施行のステップと留意点	7.0	一般社団法人日本経営協会 講師 宮脇 俊夫 (みやわき としお)
17:00	終わりに		

担当より	政策の立案や執行の中で、条例の制定や改正につまずいていませんか？ この研修では、政策推進に欠かせない法令を読み解く力を磨き、条例の制定・改正に関する法令実務などの知識を習得することができます。 政策法務の基礎力を身につけましょう。
------	---

こうち人づくり広域連合 担当：澤本

高知市本町4丁目1-35 高知県自治会館4階 TEL:088-873-0333 FAX:088-872-7716

E-mail:kouiki@kochi-hitozukuri.or.jp HP:http://www.kochi-hitozukuri.or.jp